

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成20年11月21日

条例第9号

最終改正 令和8年2月9日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第203条第4項の規定に基づき、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法及び支給期日)

第3条 議員報酬は、会計年度ごとに支給する。ただし、年度の中途において次の各号に掲げる事由が生じた場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新たに就任した者があった場合 就任した日以後の期間に応じて月割計算して得た額を支給する。
 - (2) 退職し、又は失職した者があった場合 退職し、又は失職した日までの期間に応じて月割計算して得た額を支給する。
 - (3) 議員報酬の額が改定された場合 改定された議員報酬の額の適用日前の額に係る期間と改定された議員報酬の額の適用日以後の額に係る期間とに応じて、それぞれ月割計算して得た額の合計額を支給する。
- 2 議員報酬は、毎会計年度の末日までに支給する。ただし、年度の中途において退職し、又は失職した者には、そのとき支給するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、広域連合長において特別の事情があると認めるときは、支給日を変更することができる。
- 4 議員が職務に従事しないときは、広域連合長が定めるところにより議員報酬を減額することができる。

(費用弁償)

第4条 議員が職務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項に定める費用弁償の種類は宿泊費、宿泊手当、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とし、その額は別表のとおりとする。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償のうち鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の算定は、居住地を起点として計算する。ただし、職務上の滞在地から旅行する場合は、その地を起点として計算する。

2 居住地又は職務上の滞在地が離島にある場合であって、便船の都合により、その職務を行うために要する通常の旅行日数を超えたときは、その超過した日数については事実証明がある場合に限り費用弁償を支給する。

(口座振込み)

第6条 議員報酬及び費用弁償は、議員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により支給することができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、議員報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第12号。以下「旅費条例」という。）に定める一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、費用弁償等に関する条例（平成19年条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（令和8年2月9日条例第1号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区分	報酬額	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)	鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費
議長	年額 50,000円	広域連合長相当額		旅費条例の規定の例により算出して得た額とする。ただし、船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあっては上級の旅客運賃の額と、2階級の区分がある場合にあっては上級の旅客運賃の額とする。
副議長	年額 40,000円	広域連合長相当額		
議員	年額 30,000円	副広域連合長相当額		